

平成30年 第8回須賀川市農業委員会総会議事録

平成30年第8回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成30年8月 7日（火）
- 2 招集通知日 平成30年8月 7日（火）
- 3 招集日時 平成30年8月17日（金）午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男
泉田	小椋 利春	泉田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也
小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 榮一	仁井田	影山 孝
大東	國井 美治	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡	長沼	小林 秀巨
長沼	横川 良雄	長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則
岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 2名 安藤雅裕・齊藤正人

議事録署名委員には、議席番号 8 番 善方春夫農業委員と 9 番 矢部由隆農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後 2 時 5 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成 3 0 年 8 月 2 0 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成30年 第8回総会

平成30年8月17日(金)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第42号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

議 長 ここで、申請番号第170号は、3番小枝宏嗣農業委員の自己案件ですので「須賀川市農業委員会会議規則第10号、議事参与の制限」により退席を求め先に審議いたします。

(小枝宏嗣農業委員 退席)

事務局 農政課佐藤主事説明

議 長 只今、申請番号第170号についての説明がありました。

質問等はありませんか。

議 長 それでは、お諮りいたします。申請番号第170号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号第170号については計画とおり議決し決定することといたします。ここで、小枝宏嗣農業委員の復席を求めます。

(小枝宏嗣農業委員 複席)

議 長 続きまして、申請番号第171号から説明願います。

事務局 農政課 佐藤主事説明

議 長 只今、申請番号第171号から説明がありました。各委員からご意見・ご質問等は、ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第42号「農用地利用集積計画について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 42 号「農用地利用集積計画について」は、
計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第 43
号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたし
ます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課佐藤主事詳細説明

議 長 只今の説明に、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 43 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議
のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 43 号「農用地利用配分計画(案)に関する意
見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。

次に、議案第 44 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適
否決定について」を議題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 須田事務局長説明

議 長 続いて、受付番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当し
た最適化推進委員からお願いいたします。

橋本克也推進委員 受理番号第 60 号について説明いたします。8 月 9 日西間木
農業委員と譲受人宅を訪問し聞き取り調査をしてきました。その
場で譲渡人にも確認しました。

申請地は、郡山市との市境に面してる土地であり譲渡人の希望
ファームは、今後、三春町に農地を求め経営拠点を三春町で行
うとのこと。そのため、申請地の隣りを所有している薄井氏に
土地買受の相談があり価格も含めお互いの合意で申請に至っ
たものであります。許可上特に問題は無いものと思われま
す。委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きますして受理番号第 61 号に移ります。佐藤信雄推進委員から説明願います。

佐藤信雄推進委員 受理番号第 61 号について説明いたします。安藤農業委員と申請人宅を訪問し聞き取り調査をしてきました。申請人は、祖父と孫の関係です。申請どおり、農地を 10 年間の使用貸借で後継者に無償で引き継ぐものであり、農機具等も揃っており許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 続きますして受理番号第 62 号に移ります。横川良雄推進委員から説明願います。

横川良雄推進委員 受理番号第 62 号について説明いたします。申請人は、隣り同士の関係です。申請地は高橋氏の自宅に近く以前から高橋氏が耕作してきました。今回、森合氏から申出が有り申請に至ったものです。売買価格についてもお互いの話し合いで合意されたもので許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 続きますして受理番号第 63 号に移ります。橋本克也推進委員から説明願います。

橋本 克也推進委員 受理番号第 63 号について説明いたします。8 月 9 日自宅訪問し確認して参りました。申請人は、義父と息子の嫁の関係です。申請内容は、農業後継者の息子一則氏が 7 月に亡くなり農業者年金を受給している父親が所有している農地を農業を行う息子の嫁である真弓氏へ 20 年の使用貸借を設定するものであり、勤めをしながら営農を行っていくとのこと。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 続きますして受理番号第 64 号に移ります。影山 孝推進委員から説明願います。

影山 孝推進委員 受理番号第 64 号について説明いたします。8 月 9 日に古川

農業委員と確認して参りました。両申請人は、知人の関係です。今回の申請地は、以前に他の方から渡邊氏が借り受けた農地に隣接し作業の利便性を考慮し貸し借りの申請となりました。また、農作業については松月堂の地元従業員があたります。貸人の佐浦さんは、春先まで耕作していましたが体調を崩されたこともあり話しがまとまりました。許可上特に問題は無いものと思われまます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 65 号に移ります。小椋利春推進委員から説明願ひます。

小椋利春推進委員 受理番号第 65 号について説明いたします。9 日に佐藤健一農業委員と深谷氏から聞取り調査をして参りました。

申請地は深谷氏の所有地に隣接しており買取取得の要請は以前からあったそうです。譲渡人金子氏は、申請地を耕作しておらず他の方に貸していましたが、その耕作者との貸し借り期間が満了し返還されたため、深谷氏との話合いと合意により今回の申請になったとのことです。許可上特に問題は無いものと思われまます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 66 号に移ります。斎藤敏夫推進委員から説明願ひます。

斎藤敏夫推進委員 受理番号第 66 号について説明いたします。両申請人の関係は特にありません。申請地を売りたい、買いたいの話しがお互いの合意で決まったものであります。申請地は、国道 4 号線沿いであり確かに売買価格も高いと思われまますが 4 号線近くという立地条件等でお互いの話し合いで決定したものです。許可上特に問題は無いものと思われまます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 67 号と 68 号は譲受人が同一で関連案件ですので併せて、影山 孝推進委員から説明を願ひます。

影山 孝推進委員 受理番号第 67 号と第 68 号について説明いたします。

受理番号第 67 号の譲渡人渡辺秀子さんと第 68 号渡辺一行さんは義兄弟で遺産相続で土地を所有していました。また、渡辺一行さんと根本吉夫さんは知人関係で、以前にも根本氏に農地を買ってもらった経過があります。根本氏は水稻中心とした専業農家であります。申請地に育苗ハウスを作りたいとのことです。農作業の利便性を向上させる目的の内容です。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 69 号と 70 号も譲受人が同一で関連案件ですので併せて、佐藤栄久男推進委員から説明を願ひます。

佐藤栄久男推進委員 受理番号第 69 号と第 70 号について説明いたします。

今回の申請は、譲受人石川晃康氏が農業者への復帰を目的とした農地の売買と使用貸借権設定の申請です。

第 69 号については、以前石川氏の父の関係で農地の処分が有り親戚の清野菊一氏に売買したものを今回再度買戻したい申出を行い協議の結果申請に至りました。第 70 号についても第 69 号申請地の隣接地で遊休農地であるため、貸人本田氏と協議の結果申請に至ったものです。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第 71 号と 72 号も借り人が同一で関連案件です。併せて、服部 弥推進委員から説明を願ひます。

服部 弥推進委員 受理番号第 71 号と第 72 号について説明いたします。

借り人の奥井氏は、昨年から梓衝地区内で耕作地を借受、新規就農しブロッコリーを 30a ほど作っています。今回の申請は、耕作面積を拡大する目的で近くの畑を所有者に相談し貸し借りが決まったものです。貸人にも事実確認を行いました。賃貸借料も記載のとおりで間違いありません。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひいた

します。

議 長 只今、申請番号順に調査結果について説明がありました。質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第 44 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 44 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することを議決することといたします。

次に、議案第 45 号「現況確認証明申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議 長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。矢吹正則推進委員。

矢吹正則推進委員 受理番号第 9 号について説明します。8 月 2 日善方農業委員と村上農業委員、事務局 計 5 名で現地調査を行いました。

(非農地化した経過は総会資料記載のとおり説明があった)

申請地は、両隣り住宅に囲まれ、農地の集団性を阻害することもなく周辺に悪影響を与えるものは無いものと思われま
す。証明上問題は無いものと思われま
す。各委員の審議お願いしま
す。

議 長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第 45 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請とおりの内容で異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 45 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理については、8 件です。

報告第 41 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、2 件です。

報告第 42 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可については、6 件です。

報告第 43 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書については、1 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。各委員からその他で何かありましたら、発言を許します。

議長 事務局から協議、報告事項あります。お願いいたします。

事務局 (1)市町村への権限移譲について

(2)市農地等の利用の最適化に関する意見書(案)に対する意見・修正追記等の取りまとめと提出について

(3)県下農業委員会大会と県外視察研修の実施計画

(4)農業委員会組織による「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」の取組みについて

(上記の項目について、資料により説明し出席委員に理解を求めた)

議長 只今の説明について意見、質問があればお願いします。

13 番吉田誠次郎農業委員 権限移譲について要望します。年間通して問題のあるような案件は少ないと思うが今まで以上に転用申請に対する許認可を判断する根拠が求められる。そのためにも事前相談時の関係委員との情報共有化や地元委員以外の委員も参画する現地確認の仕組みを取

り入れるなど検討願う。

事務局 先日の役員会でも同意見が出され会議以降、局内で検討し今後、権限移譲するまで情報共有と現地確認等のシステムを構築していきたい。また、我々職員も含み農地法の学習する機会を設け、意識の向上に努めます。委員各位のご理解を願います。

6番遠藤敏雄農業委員 只今に関連することで農地太陽光発電設備設置の問合せが寄せられている。今後も増加することも想定し設置の可否を判断できる基準をマニュアル化してお示し願いたい。

事務局 色々なケースが有り個々の個別対応となるが、基本的なものでマニュアル作成は出来る。お示しすることとしたい。

國井美治推進委員 農地等の利用の最適化に関する意見書(案)についてお聞きいたします。案について読まさせていただきましたが具体性に乏しい表現になっていると思われる。意見する項目の現状把握等も盛り込むなど具体的なつくり出来ないか。

事務局 農業委員会等に関する法律第38条に基づく意見書は、農地等の利用の最適化に関する事項に関する事務を効率的かつ効果的に実施出来るよう提言するものであり、従来の建議書の見直しや要望要因が強い内容とは異なります。今後、提示した案に対しご意見、修正追記を願うものです。そして、来月の総会で審議、決定し市に提出する運びとなります。

議長 この他、特に無ければ説明があった内容で承認することにご異議ございませんか。

(全員、異議なし)

議長 これにて、平成30年第8回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。